

<申請要件チェックリスト>

1. 補助対象となる法人の要件		
①	中野区内で居宅介護、重度訪問介護を提供する事業所を運営し、補助金申請を行った日の属する年度の4月1日時点において、開設から1年以上経過している対象事業所を1つ以上保有していること。	<input type="checkbox"/>
②	補助金申請年度の末日まで上記①の事業所運営を継続する見込みがあること。	<input type="checkbox"/>
③	本補助事業を申請するに当たり、採用を予定するヘルパー補助者から、中野区に対して雇用契約書の写し等個人情報の提出を行う旨の同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>
④	ヘルパー補助者の雇用契約期間中及び雇用契約期間の終了後において、当該ヘルパー補助者に係る雇用状況の報告、現地調査等に協力すること。	<input type="checkbox"/>
2. 業務支援活用事業（ヘルパー補助者の人件費の補助）の要件		
①	同一法人で過去1年以内に雇用契約歴があるヘルパー補助者は対象外であること。	<input type="checkbox"/>
②	補助対象者が新たにヘルパー補助者と有期雇用契約（令和9年2月末日までの期間内）を締結すること。	<input type="checkbox"/>
③	補助対象事業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守するとともに、雇用するヘルパー補助者について、週の勤務時間が20時間を超える者については、有期雇用契約期間を通じて社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険）の全てに加入し、事業主負担相当分の保険料を支払うこと。	<input type="checkbox"/>
④	ヘルパー補助者に対し、有期雇用契約の期間中の賃金を、原則として月払いにより支払うこと。	<input type="checkbox"/>
⑤	補助対象事業者は、ヘルパー補助者を指導ヘルパーの監督の下、対応可能な補助業務（身体介護の補助、炊事や洗濯等の家事援助のサポート等）に従事させること。	<input type="checkbox"/>
⑥	未経験者が介護労働を開始するに当たっては、介護職員初任者研修、居宅介護初任者研修等、介護労働に従事するにあたって必要な研修を受講した上で従事させること。	<input type="checkbox"/>
⑦	本補助金に係るヘルパー補助者の業務について、障害福祉サービス報酬を請求しないこと。	<input type="checkbox"/>
⑧	同事業において、国又は他の公共団体等から同種の補助金を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
⑨	ヘルパー補助者の雇用状況や勤務条件等を明らかにする書類を添付すること。 （例）時間単価、社会保険等の加入の有無、業務内容、雇用期間等を記載した雇用契約書（写し）、勤務予定表、研修の内容及び研修に要する経費を記載した書類等	<input type="checkbox"/>
3. 人材確保支援事業（補助者の資格取得費用の補助）の要件		
①	業務支援活用事業（上記「2.」の補助）の対象職員であること。	<input type="checkbox"/>
②	補助対象の研修はヘルパー補助者がヘルパーとして従事するための経費（介護職員初任者研修・実務者研修、居宅介護職員初任者研修、重度訪問介護従業者養成研修等）に限ること。	<input type="checkbox"/>
③	補助対象者は、ヘルパー補助者の資質を向上させるため、必要な実務知識及び技能を習得させるとともに、サービスの実践力が高められるよう育成を図ること。	<input type="checkbox"/>
④	研修の受講修了や受講料の支払い等を証明する書類を提出すること。	<input type="checkbox"/>